

輸入食品に対する検査命令の実施について

以下の輸入食品については、本日から食品衛生法第26条第3項の検査命令を実施することとしましたので、お知らせします。

| 対象食品等 | 検査の項目 | 経緯 |
|---|---------|--|
| HIJOS DE FAUSTINO ORTIZ, S. A. が製造した食肉製品（加熱せずに食すものに限る。） | リステリア菌* | 厚生労働科学研究事業の市場調査において、下記の食肉製品からリステリア菌を検出したことから、当該製品の製造者が製造する食肉製品に対し、検査命令を実施するもの。 |

* 自然環境中の常在菌で、食中毒を引き起こす病原微生物。

<参考1>違反事例

- 品名：ソフトサラミソーセージ（乾燥食肉製品）
輸入者：東京ヨーロッパ貿易有限会社
ロット：E - 427
賞味期限：2007. 8. 14
輸出国：スペイン
製造者名：HIJOS DE FAUSTINO ORTIZ, S. A.
- 品名：ソフトサラミソーセージ（非加熱食肉製品）
輸入者：東京ヨーロッパ貿易有限会社
ロット：E - 489
賞味期限：2007. 10. 02
輸出国：スペイン
製造者名：HIJOS DE FAUSTINO ORTIZ, S. A.

<参考2>当該施設からの食肉製品の輸入実績

平成18年1月1日～2月7日：速報値

| 届出件数（件） | 届出重量（kg） | 検査件数 | 違反件数 |
|---------|----------|------|------|
| 30 | 5,740 | 3 | 1* |

※水分活性に係るもの。